

市職員の給与等 についてお知らせします

鹿屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、鹿屋市職員の給与等を公表します。
市職員の給与は、国及び他の地方公共団体の給与等を考慮して、市議会で議決され条例で定められています。
【問い合わせ】市総務課 ☎ 0994-31-1127

1 人件費の状況（普通会計決算）

年 度	住民基本 台帳人口 (平成 24 年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
平成 24 年度	104,570 人	42,713,978 千円	1,448,536 千円	7,007,403 千円	16.4%

※人件費の主なもの
職員の給料・手当・地方公務員等共済負担金、特別職及び議員の給料・報酬・手当・災害補償費

2 職員給与費の状況

年 度	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計B	
平成 24 年度	809 人	3,166,262 千円	507,141 千円	1,150,787 千円	4,824,190 千円	5,963 千円

※職員手当に退職手当は含まれません。

3 職員の平均年齢及び平均給料月額状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917 円)	49.7 歳	270,465 円 (285,030 円)
類似団体	43.1 歳	331,638 円	48.6 歳	324,908 円
鹿屋市	44.2 歳	314,499 円 (332,773 円)	51.6 歳	327,316 円 (345,643 円)

※「類似団体」とは、全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。

※「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※国及び類似団体の数値は、公表された直近の数値です。

※鹿屋市では、平成 25 年 7 月から一般職の給料を特例的に減額しています。平均給料月額の欄は、給料減額措置後の数値で、
()内は、給料減額措置が無いとした場合（減額前）の数値です。

4 職員の初任給の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	鹿屋市		国	
	初任給 (2年後)	初任給 (2年後)	初任給 (2年後)	初任給 (2年後)
一 般 行政職	大学卒	161,600 円 (177,300 円)	172,200 円 (184,200 円)	
	高校卒	140,100 円 (148,500 円)	140,100 円 (148,500 円)	

5 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補、技師補	31 人	5.0%
2 級	主事、技師	35 人	5.6%
3 級	主任	288 人	46.1%
4 級	係長級	110 人	17.6%
5 級	課長補佐級	102 人	16.3%
6 級	課長級	48 人	7.7%
7 級	部長級	11 人	1.7%
一般行政職 合計		625 人	100%

※公営企業職、学校教育職等は除く

6 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

(平成 25 年度支給月数)

鹿屋市		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
<加算措置の状況> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ○役職加算 5～15%		<加算措置の状況> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 10～25%	